

## くしろステイメンバースカード事業実施要綱

### (目的)

第1条 当該事業は、当市に長期滞在あるいは二地域居住する者（くしろ長期滞在ビジネス研究会会員が管理する市外の物件に滞在する者を含む）に対し、当市所管の一部施設をはじめとした公共施設や当該事業に参画する事業者（以下、「参画事業者」という）が提供するサービス等が受けられる「くしろステイメンバースカード」（以下、「滞在者証」という）を交付し、より地域に根差した滞在を促進することにより、以下の各号を達成することを目的とする。

- (1) 釧路地域への愛着心の創出及びリピーター化の促進
- (2) 滞在期間の延長
- (3) 二地域居住の促進
- (4) 当市所管施設の利用者数の増加
- (5) 地域経済の活性化

### (対象)

第2条 滞在者証の交付対象者は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 市外から来釧し滞在する者のうち、移住体験及び移住先の検討、避暑、避粉、芸術等創作活動等を目的に、市内もしくはくしろ長期滞在ビジネス研究会会員が管理する市外の宿泊施設等に4日以上滞りする者、または物件を所有あるいは一般賃貸契約を取り交わし滞りする者
- (2) 以下の者は対象としない。ただし、以下のア、イに該当する者で、今後関係人口や定住人口の創出になりうる者はこの限りではない。
  - ア ビジネス滞在者（出張を目的とする滞在）
  - イ スポーツ滞在者（調整、練習、大会出場のための滞在）
  - ウ 政治活動、街宣活動、宗教活動、公序良俗に反する活動を目的とした滞在をする者

### (滞在者証の有効期間)

第3条 滞在者証の有効期間は、発行年度内とする。

### (申請)

第4条 滞在者証の発行を希望する者（以下「申請者」という）は、くしろステイメンバースカード発行申込書（様式1）に、入居に係る契約書、領収書の写しまたは不動産の住所を確認できる書類等、滞在が確認できる資料を添付し申請するものとする。

2 但し、くしろ長期滞在ビジネス研究会会員からの報告等により明らかに滞在が確認できる場合は、前項の規定による書類添付を省略することができる。

### (発行)

第5条 申請者より、第4条に基づく申請があったときは、滞在者証を発行する。

2 発行は、市役所の業務時間（土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時50分から午後5時20分まで）内において行う。

3 発行できる枚数は1人につき1枚とする。

(再発行申請)

第6条 以下の事由が発生した場合には、再発行できるものとする。

- (1) 紛失
  - (2) 盗難
  - (3) 偶発的な破損
  - (4) 前号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき
- 2 前項に掲げる事由により、滞在者証の再発行を希望する者（以下「再発行申請者」という）は、くしろステイメンバースカード再発行申込書（様式2）に、氏名、住所等が確認できる書類（運転免許証等）の写しを添付し申請するものとする。
- 3 再発行申請者から前項の規定に基づく申請があったときは、滞在者証を再発行する。
- 4 発行する時間帯、発行枚数は前条第2項及び第3項の規定に準ずる。

(交付)

第7条 滞在者証は、申請者に直接交付することとする。

- 2 但し、申請者が郵送による交付を希望し、滞在施設の所在地が確認できる書類（第4条の添付書類で確認できる場合は不要）及び氏名、住所等が確認できる書類（運転免許証等）の写しを提出した場合は、滞在施設が宛先の場合のみ郵送により交付することができるものとする。

(利用規定)

第8条 発行した滞在者証のコピーは効力を有しない。

- 2 前条の規定により滞在者証の交付を受けた者（以下「交付者」という）が、別記に定める特典を受ける際には、必ず滞在者証を提示するほか、特典を提供する施設等から求められた場合には、本人確認ができる書類等（運転免許証等）を提示しなければならない。

(取消)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認められる交付者に対し、滞在者証を返納させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により滞在者証の交付を受けた者
- (2) 市内公共施設において、粗暴な言動や行動を行った者
- (3) 市民や長期滞在者等、釧路市内で生活する人々に、粗暴な言動や行動を行った者
- (4) 市の信用を著しく失墜する行為をした者
- (5) 第1号から第4号に掲げる者のほか、市長が相当と認める事由等があった者

(発行の拒否)

第10条 市長は、前条第2号から第5号に掲げる規定に該当すると認められる者または、過去に前条の規定により滞在者証を返納させたことのある者に対して、滞在者証の発行を拒否することができる。

(当該事業への参画)

第11条 当該事業に参画可能な事業者は、くしろ長期滞在ビジネス研究会に所属している会員、または市内に本社あるいは営業所を有する事業者に限り、以下の各号に該当する事業者は、当該事業に参画できない。

(1) 次のいずれかに該当する事業者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 役員等(法人以外の団体の代表者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である事業者

ウ 暴力団員が実質的に経営を支配し、又は経営に関与している事業者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業者

オ 役員等が暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与(取引など)している事業者

カ 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

キ 役員等が暴力団員であることを知りながら、これを利用している事業者

(2) 政党・政治活動団体や事業者

(3) 宗教活動団体や事業者

(4) 貸金及び消費者金融事業団体や事業者

(5) 商品先物取引に関する事業団体や事業者

(6) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う事業団体や事業者

(7) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっており、又はマスコミ等で問題となっている事業団体や事業者

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(もっぱら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業団体や事業者

(9) 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う事業団体や事業者

(10) 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う事業団体や事業者

(11) 人権侵害となる活動及びそのおそれのある活動を行う事業団体や事業者

(12) その他当該事業の目的に合致しないと判断される活動を行う事業者

2 付与する特典の運営・管理等については、参画事業者の責務によって行うものとする。

3 滞在者証の申請時に得る個人情報については、発行元である釧路市に帰属し、やむを得ない場合を除き、参画事業者への情報提供は行わないものとする。

4 特典は、滞在者証の提示のみにより提供されるものとし、別途サービス券の配布等により特典の提供を行うものは不可とする。

5 特典の内容は、滞在者証を提示した者すべてに提供可能なものに限る。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。